

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します (違反対象物の公表制度)

違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報入手しその建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表の方法は

塩釜地区消防事務組合のホームページへ掲載します。



(ホームページ QR コード)

公表する内容は

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容等

問合せ先

公表制度については、下記にお問い合わせください。

塩釜消防署 予防調査係	022-361-1709	松島消防署 予防調査係	022-354-4226
多賀城消防署 予防調査係	022-366-0177	七ヶ浜消防署 予防調査係	022-357-4349
利府消防署 予防調査係	022-356-2251	塩釜消防本部 保安係	022-361-1616

塩釜地区消防事務組合消防本部